

母子健康手帳データ化推進協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、母子健康手帳データ化推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、シームレスな子どもの支援を合い言葉に医療、看護、保育、教育、情報通信など様々な分野の研究者や専門家が集い、自治体、企業、NPOなどと共に次世代の母子健康手帳データの活用することにより、一層安心して暮らせる社会づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母子健康手帳に関する調査研究事業
- (2) ICTを利用した次世代型母子健康手帳に関する調査研究及び利活用事業
- (3) 妊娠・出産から成人までを含むライフログと母子健康データの拡張性と連携に関する研究活用事業
- (4) 安全なデータ交換の仕組みに関する調査研究事業
- (5) 母子健康データ等のグローバルな共通プラットフォームの提供
- (6) 産官学及び自治体、医療機関を含めた協力体制の推進
- (7) 定期刊行物及び書籍の発行
- (8) 講演会及び講習会の開催
- (9) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、事務所を大阪府内におく。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、普通会员、特別会員及びオブザーバーの3種とする。
2 普通会员は、本会の目的に賛同し、会長の承認を得た企業及び団体等とする。
3 特別会員は、非営利団体及び個人とする。
4 オブザーバーは、政府関係者とする。

(会費)

第6条 普通会员は、別に定める会費を納入する。

第3章 役員、顧問

(役員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監査委員 1名

2 会長は、委員の中から互選し、副会長は会長が任命する。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、業務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名するところに従いその職務を代行する。
- 3 監査委員は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 会長は委員会の承認を得て、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べる。

第4章 総会及び委員会

(総会の議決事項)

第11条 総会では、次の事項を承認する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算

(招集等)

第12条 総会は、年1回招集する。

(総会の議決)

第13条 総会の議事は、出席普通会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- 2 総会に出席できない普通会員は、書面をもって表決に加わることができる。
- 3 前項の規定により表決に加わる会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 特別会員及びオブザーバーは議決権を持たない。

(委員会の構成)

第14条 委員会は、会長、副会長、委員で構成する。

(委員会の議決事項)

第15条 委員会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) 委員及び監査委員の承認
- (5) その他、部会において決められた事項

(招集等)

第16条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長は、委員会の議決または委員現在数の3分の1以上の者から請求がなされたときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

(委員会の成立)

第17条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員会の議決)

第18条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 委員会に出席できない委員は、書面をもって表決に加わることができる。
- 3 前項の規定により表決に加わる委員は、委員会に出席したものとみなす。

第5章 部会

(部会)

第19条 本会の目的を達成するため必要に応じて特定の事業、プロジェクトごとに部会をおくことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会の議を経て別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産)

第20条 本会の資産は、会費、寄附金及びその他の収入をもって構成する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局をおくことができる。

- 2 事務局長は、会長の指名により委員の中から選任される。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、会長が定める。
- 4 事務局長を補佐するため、事務局長代理を若干名おくことができる。
- 5 事務局長代理は、会長及び事務局長が選任する。
- 6 事務を円滑に進めるために事務局は本協議会とは別の場所に設置することができる。

第8章 補則

(細目)

第23条 この規約の施行について必要な細目は、会長が別に定める。